

令和8年度千葉県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業業務委託仕様書

1 事業の目的

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という。）の就業による自立を支援するため、就業支援員による就業相談及び就業支援講習会の実施等、総合的な就業支援を行うとともに生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員による相談等を行う。

2 事業の概要

(1) 就業支援事業

① 就業支援員による相談業務

個々の相談者の意欲や能力、生活状況等に応じた適切な助言を行うため就業支援員を配置すること。

就業支援員による就業相談は原則月曜日から金曜日までの9時30分から16時30分まで電話等により受け付けること。（前記以外の時間で受け付ける場合は、事前に受付時間について協議すること）

なお、相談に当たり、就業相談に応じた場合には、その内容・指示事項等を記載した記録を作成するとともに、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。また、就業以外の相談についても適宜、関係機関と連携して必要な支援を行うこと。

② 就業情報の提供

公共職業安定所等職業紹介機関と連携し、ひとり親家庭等に対し就業情報の提供を行う。また、企業訪問等を行うことによりひとり親家庭等のニーズに則した求人情報の開拓及び就業情報の提供を行うこと。

(2) 就業支援講習会事業

県が行う「ひとり親家庭の父母等のための就業支援講習会事業」の実施に際し、下記の講習会受講希望者の受付業務等を行うこと。

講習会自体の実施事業者の選定や実施時期の決定は、県において別途行うため、当該業務実施については、県と連携しながら行うこと。

なお、就業支援講習会の受講希望者の受付を行う特性上、多くの個人情報を取扱いが想定されるため、個人情報の秘密保持等に十分配慮すること。

① 講習会の周知及びパンフレット・受講申込書の配布

② 講習会の受講希望者の応募受付及び照会に対する対応

③ 受講希望者の名簿作成及び事業対象者の確認

④ 受講者への連絡

⑤ 講習会終了後の受講者への就業状況確認

(3) 養育費等支援事業

① 専門知識を有する相談員による相談業務

ひとり親家庭の母等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員（弁護士等）を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する個別相談等を行うこと。

個別相談等の実施にあたっては、個別相談の希望者が利用しやすいよう配慮するとともに、概ね20回／年以上を実施することを目安とすること。

相談に当たり、養育費等の相談に応じた場合には、その概要等を記載した記録を作成する

とともに、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

なお、上記のほか別に定める「千葉県養育費等支援事業実施要領」に則り実施すること。

(4) 親子交流支援事業

① 支援対象者の確認

証明書類の徴取等により別居親及び同居親が要綱3の対象者に規定する要件に該当するかを確認すること。

② 親子交流支援員の配置

親子交流の相談援助対応や家事調停・家事裁判に関する業務又はこれと同等の業務に従事した経験を有する者を親子交流支援員（以下「支援員」という。）として配置し、次の③と④の業務を行うこと。

③ 事前相談の実施及び親子交流支援計画の作成

同居親及び別居親に対し事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者間の合意の下、親子交流支援計画書（以下「支援計画」という。）を作成すること（ただし、実施頻度は原則として1月につき1回まで、支援期間は、最長で1年間とする。）。

④ 親子交流援助の実施

支援員は支援計画に基づき、父母間の連絡調整、親子交流当日の子どもの引き取りと相手方への引き渡し、及び親子の交流の場に付き添う等の援助を行う。また、必要に応じ、可能な範囲において場所の斡旋を行うこと。

⑤ その他

ア 暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことことが発生した場合には、支援を中止し、子ども等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。

イ 本事業の実施に当たっては、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

ウ 事業の実施にあたっては別に定める「千葉県親子交流支援事業実施要領」に則り実施すること。

3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 本事業の実施条件

(1) 再委託

養育費等支援事業及び親子交流支援事業の一部を除き、原則として再委託は行わないこと。

(2) 本事業実施場所の確保

事業実施に必要なセンターの場所及び物品（机、椅子、書庫、パソコン等）については、受託団体が手配するものとする。

(3) 実績による精算

原則、本事業の実施修了後、実績報告に基づき、精算した上で、契約金額を上限に委託料の支払を行うものとする。